

議案第14号

大府市国民健康保険税条例の一部改正について

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大府市国民健康保険税条例（昭和45年大府市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規 定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基 礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.7</u> を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>31,000</u> 円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規 定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基 礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.4</u> を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>29,500</u> 円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

改正後	改正前
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(低所得者に係る国民健康保険税の減額)</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(低所得者に係る国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の</p>

改正後	改正前
<p>収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>21,700円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所</p>	<p>収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>20,650円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所</p>

改正後	改正前
<p>属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>15,500円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>6,200円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(未就学児に係る国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）</p>	<p>属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>14,750円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>5,900円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(未就学児に係る国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）</p>

改正後	改正前
<p>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第23条第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,650円</u></p> <p>イ 第23条第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,750円</u></p> <p>ウ 第23条第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,500円</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第23条第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,425円</u></p> <p>イ 第23条第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,375円</u></p> <p>ウ 第23条第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,750円</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。